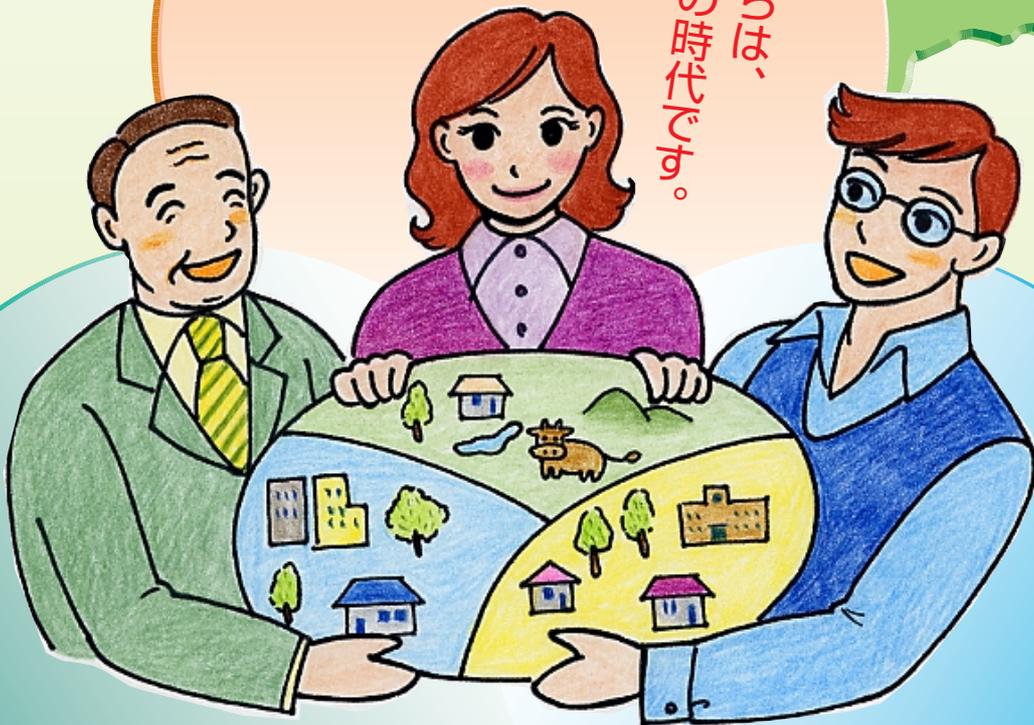


みんなの将来のために 市町村のあり方(市町村合併) について考えてみませんか！

これからは、
市町村の時代です。



奈良県

1

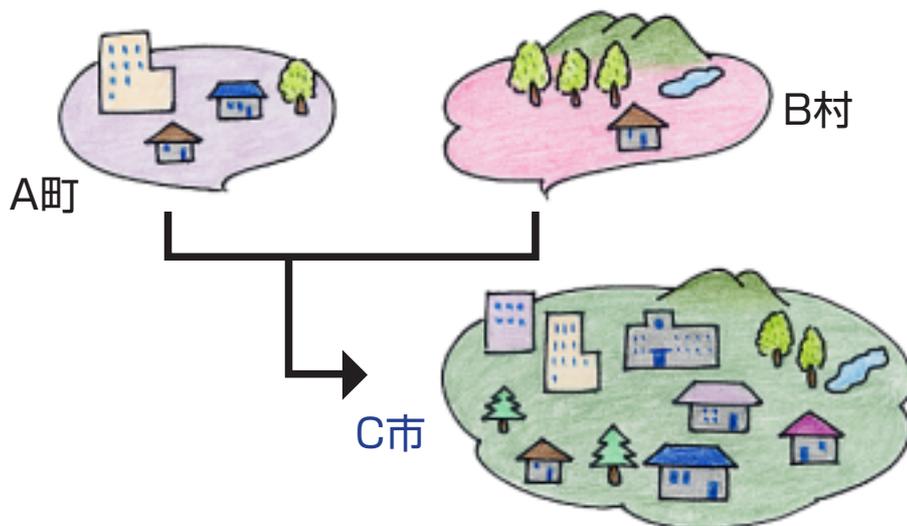
「市町村合併」とは どういうことですか？

市町村合併とは、いくつかの市町村が一緒になって、より大きな市町村になることです。

市町村合併には、「**新設合併**」と「**編入合併**」の2つがあります。

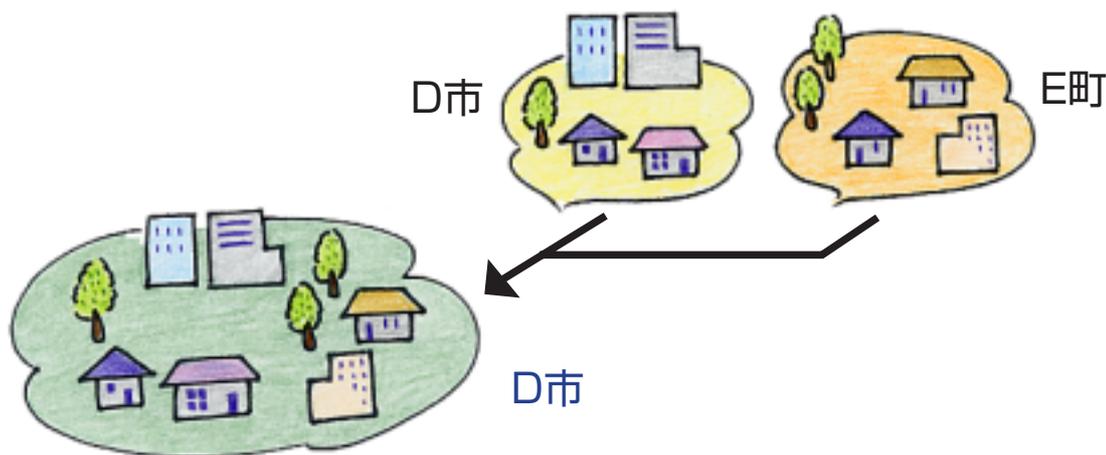
1 「新設合併」とはどういうことですか？

A町とB村が一緒になってC市をつくるような場合です。



2 「編入合併」とはどういうことですか？

D市にE町を編入（吸収）させるような場合です。



具体的には、どのような違いがあるのですか？

		新 設 合 併	編 入 合 併
定	義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって新たな市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うものです。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものです。
法	人 格	合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生します。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅します。	編入する市町村の法人格が継続します。全部が編入される市町村の法人格は消滅します。
合併市町村の名称		新たに定めます。	通常は編入する市町村の名称となります。
事務所の位置		新たに定めます。	通常は編入する市町村の事務所の位置となります。
市 町 村 の 長		合併関係市町村の長は失職します。	編入する市町村の長は変わらず、編入される(消滅する)市町村の長は失職します。
議 会 の 議 員	原 則	合併関係市町村の議会の議員は失職します。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行います。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される(消滅する)市町村の議会の議員は失職します。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行います。
	特 例	次のいずれかによることができます。 1 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定定数の2倍まで)にできます。 2 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任できます。	次のいずれかによることができます。 1 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができます。(増加分は編入される(消滅する)区域に配分) 2 編入される(消滅する)市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任することができます。この場合、さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができます。
特 別 職 の 職 員		合併関係市町村の特別職の職員は全員失職します。(新たに選任します。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職します。
一 般 職 の 職 員		合併関係市町村の職員は全員新しくできる合併市町村に引き継がれます。	編入する市町村の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれます。
条 例 ・ 規 則		合併関係市町村の条例・規則は全て失効します。(新たに制定します。)	編入する市町村の条例・規則を適用します。(合併に伴い必要な改正を行います。)

2

市町村合併はなぜ必要なのでしょう？

市町村を取り巻く環境が大きく変化してきており、それらに適切に対応していくことが求められています。

1 「日常社会生活圏が広がってきています」

交通や情報通信手段の発達により、住民の皆さんの通勤・通学、買い物などの行動範囲が市町村の区域を越えて広がってきています。

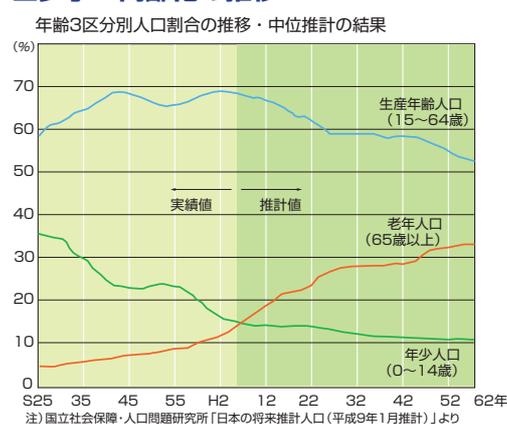
2 行政ニーズが高度化・多様化してきています

少子・高齢化、環境保全対策などの新たな課題への対処の必要性とともに、価値観や生活様式の多様化が進むなど、住民の方々の行政ニーズは高度化・多様化してきています。

今後、少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本の整備などに取り組む上で、その財政需要はますます増大すると見込まれていますが、地方財政は、借入金残高が急増しており、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることから、極めて厳しい状況にあり、必要なサービスを適切に提供できるよう市町村の連携等の体制整備が求められています。



■少子・高齢化の推移



3 地方分権の推進と自主的・主体的な地域づくりが求められています

地方分権の取組みにおいて、地方公共団体の自主性・自立性を高め、自らの地域のことを自ら考え自ら取り組むことのできる行政システムの整備が進められてきています。

こうした中で、市町村が地域の課題に包括的に対処できるよう、その行財政基盤の強化と体制整備を進めていくことが必要とされています。

参考資料1

本県の市町村数の推移

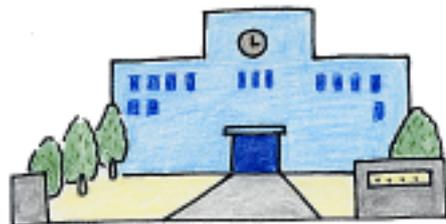
年月日	区分	市町村数			備考
		市	町村		
明治22年 4月 1日		154	0	154	市制町村制施行
昭和28年 10月 1日		138	2	136	町村合併促進法施行
昭和31年 6月30日		90	5	85	新市町村建設促進法施行
昭和40年 3月29日		47	8	39	市町村の合併の特例に関する法律施行
平成12年 4月 1日		47	10	37	

参考資料2

本県における市町村合併の類型

区分	人口	イメージ例	合併を通じて実現すべき目標例
中核市・特例市移行型	人口30万人・20万人程度	市と市町村の合併	<ul style="list-style-type: none"> 県土全体の発展の中核となる都市の育成 都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置等 中核市・特例市への移行によるイメージアップ
市勢拡大型	人口10万人前後	市同士の合併 市と町村の合併	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の処理（焼却）や高等学校の設置など 一定水準の質を有する行政サービスの提供 拠点となる都市の育成による県土の均衡ある発展
市制移行型	人口5万人前後	町村同士の合併	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施策等の充実（福祉事務所の設置など） グレードの高い公共施設の整備 市制施行によるイメージアップ
地域強化型	人口1～2万人前後	町村同士の合併	<ul style="list-style-type: none"> 適切かつ効率的な基幹的サービスの提供

「奈良県における市町村の行政体制整備について」（奈良県市町村合併推進要綱）より抜粋



3

市町村合併にはどのようなメリットがあるのでしょうか？

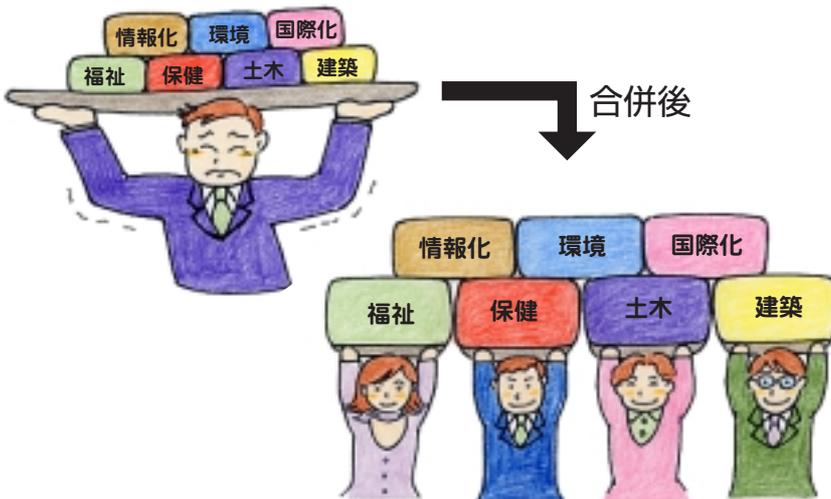
1 日常生活圏に対応した行政展開が可能となります

市町村合併により、生活圏の拡大に対応して、各種の行政サービスを提供することが可能となります。また、広域的にスポーツ施設や文化施設などの公共施設の利用が可能となるなど、住民の皆さんの利便が向上します。

さらに、合併によって現在の市町村の区域を越えた大きな視点から、まちづくりや土地利用などの様々な取り組みを行うことにより、地域の将来像や発展の方向性について、幅広い展開を期待することができます。



2 行政サービスの高度化・多様化を図ることができます



市町村合併により、専任の職員や部局の設置・増員等、組織の一層の高度化や合理化、より効果的な公共施設の配置などが可能となるとともに、重点的な投資による基盤整備等、限られた税財源や職員等の有効活用により、一層高度かつ多様な行政サービスの提供が可能となります。

3 市町村の行財政基盤を強化することができます

市町村合併により、行財政の効率化と基盤強化を図ることができ、市町村の自主性・自立性を高め、様々な政策決定をよりの確に行うことが可能となります。

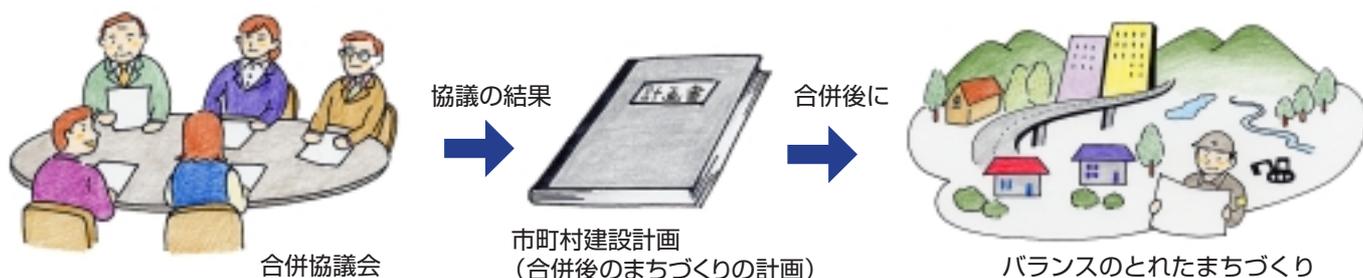
さらに、合併に伴い、中核市や特例市への移行、市制の施行等がなされる場合には、市町村においてより一層様々な行政サービスや事務を実施することが可能となります。

4

市町村合併によって 困ることはないのでしょうか？

1 合併後の中心部と周辺部との地域格差が生じませんか？

合併についての協議を行う「**合併協議会**」において、「**市町村建設計画**」を作成することとなっています。この計画の中で、合併後の市町村の均衡ある発展が図られるように配慮して、合併後の市町村のまちづくりの基本方針等を定めることとなります。



2 住民の意見が反映されにくくなりませんか？

合併前の旧市町村の区域ごとに「**地域審議会**」を設置することができ、合併後も地域住民の声を施策に反映させたきめ細かな行政サービスを展開することが可能と考えられます。

3 行政サービスの水準が低下しませんか？

一般的に、合併後は、住民の負担は低い水準に、福祉などのサービスは高い水準に合わせるなどの取組みがなされています。合併協議会等で十分検討を行い、事務事業の効率化やスケールメリットの実現等により、行政サービス水準の維持を図ることが可能と考えられます。



4 財政面での不安はありませんか？

市町村合併に伴い、新しい行財政需要が生じることや、一定期間経過後は地方交付税額が減少すること等が、合併に消極的となる理由の一つとして挙げられることがあります。これに対しては、合併算定替の期間の延長や合併特例債の創設等の特例措置を活用することができます。

5

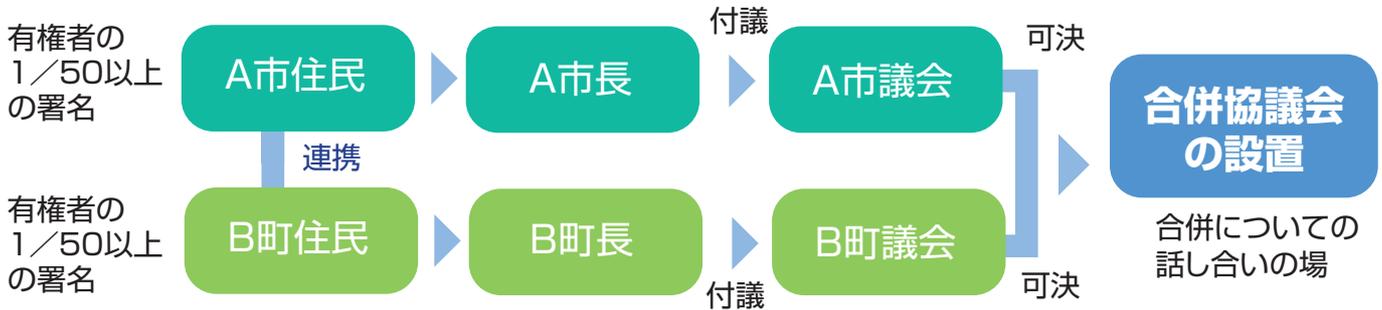
合併特例法の概要

合併特例法（「市町村の合併の特例に関する法律」）は、昭和40年に10年間の期限付きで施行されましたが、昭和50年、昭和60年、平成7年、平成11年、更に平成12年と改正され、今日に至っています。現在の法律の有効期限は、**平成17年3月31日**までとなっています。

この法律では、自主的な市町村の合併を推進するため、次のような制度が設けられています。

1 住民発議による合併協議会の設置

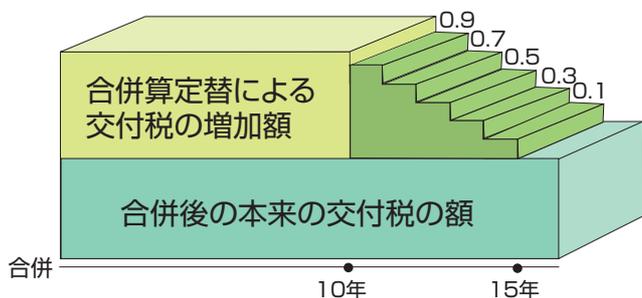
有権者は、その総数の50分の1以上の者の署名をもって、その代表者から市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができます。なお、平成11年の合併特例法の改正により、すべての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、各市町村長は、合併協議会設置協議について、各議会に付議しなければならないこととされました。



2 合併市町村に対する財政支援措置

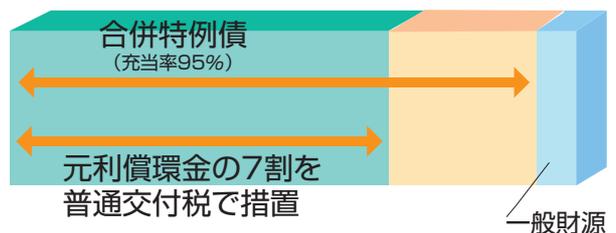
地方交付税の額の算定の特例（合併算定替）

合併から10か年度（従来は5か年度）は、合併しなかった場合の地方交付税が全額保障されます。その後は5か年度で段階的に縮減されます。



合併特例債の創設

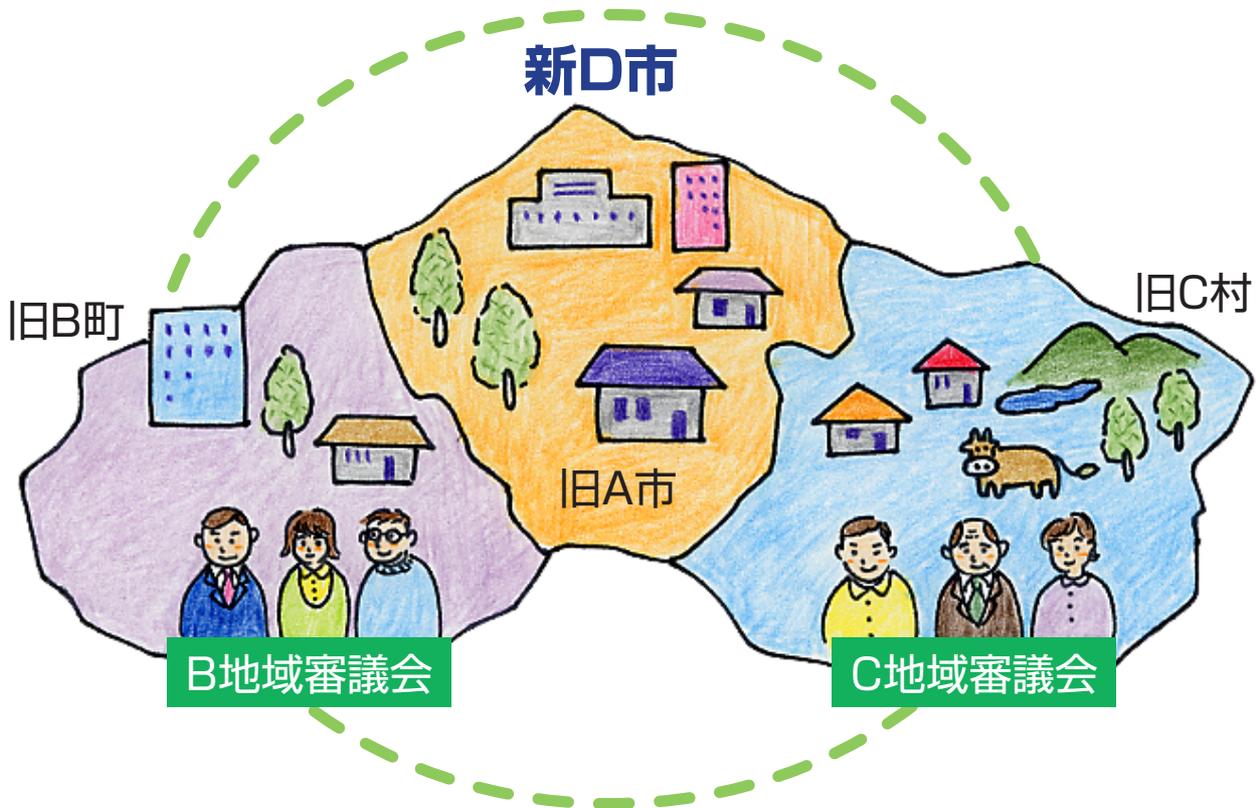
市町村建設計画に基づいて行う事業のうち、特に必要と認められるものについては、合併が行われた年度から10か年度に限り、地方債をその財源とすることができ、その元利償還に要する経費の一部について、普通交付税により措置することとされています。



- 地方単独事業に加え、国庫補助事業についても財政措置の対象
- 過疎債並の財政措置

3 地域審議会の設置

合併前の旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長に意見を述べる審議会（**地域審議会**）を置くことができます。



4 議員の定数特例・在任特例

合併後の一定期間に限り、議員の定数を増やしたり、合併前の市町村の議員が引き続き在任することができます。

5 市となるべき要件の特例

平成12年の合併特例法の改正により、**平成16年3月31日**までに合併が行われる場合には、**人口3万以上**を有することのみで市となることができることとされました。（なお、平成16年4月1日から**平成17年3月31日**までに合併が行われる場合には、人口要件は5万以上が**4万以上**に緩和されていますが、これ以外の要件は緩和されていません。）

6

市町村合併はどのように進められるのでしょうか？

市町村合併は、地域の将来や地域住民の皆さんの生活に大きな影響を及ぼす事項ですので、関係市町村の間で十分に議論し、地域全体の理解と協力のもとで進めることが大切です。

このため、市町村合併は、合併協議会などの検討組織において様々な協議を経たうえで進められる仕組みになっています。

市町村合併が行われるまで

市町村長や議会の議員の動きがきっかけになる場合

事前協議、事務的調査など

- 関係市町村における合併の話し合いの事実上のスタート
- **研究会**や**任意の合併協議会**などの組織で行われる場合が多い

住民の皆さんの動きがきっかけになる場合

住民発議

- 住民が市町村長に対して、法定合併協議会の設置を直接請求
- 市町村の有権者の50分の1以上の署名が必要

法定合併協議会の設置

- 設置するためには、関係する市町村の議会の議決が必要です。
- 合併を行うことの是非も含めて、合併後の将来ビジョン（市町村建設計画）と合併についてのあらゆる事項を正式に協議する場
- 合併後の将来図とその実現方法を市町村建設計画にまとめます。
- 市町村建設計画について知事との協議を行い、知事と総務大臣に送付します。

市役所はどこに？



公共料金は
どうなるの？

新しい市の
名前は？



協議の進み具合や協議の結果などについては、いろいろな方法で、地域の住民の皆さんに情報提供されます。

<合併協議会の協議事項>

- ・ 合併の是非
- ・ 合併の時期、新市町村の名称、合併の方式（新設合併・編入合併）、役所（庁舎）の位置、財産の取扱い
- ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- ・ 市町村建設計画（合併後のまちづくりの計画）の作成など

合併協定書の調印

- 市町村建設計画と合併についてのあらゆる事項の話し合いの結果について、合併協定書としてとりまとめ、関係市町村間で調印



市町村合併の議決

- 合併協定書の内容に沿って、関係市町村の議会で議決
- これにより合併の内容が確定



知事への申請

- 関係市町村長の連名で、知事に合併を申請

県議会の議決と知事の決定

- 知事は、県議会の議決を経て、合併を正式決定

総務大臣への届出と総務大臣の告示

- 総務大臣の告示によって、合併の効力が発生し、新市町村が誕生
- 市を編入する合併、新たに市を設置する合併の場合には、あらかじめ総務大臣の同意が必要

新市町村の誕生



7

市町村合併に関する 県の取組みや支援策

市町村合併は、市町村の意向を尊重し、その自主性・主体性を基本としながら進められるべきものです。県においては、これらの点を十分踏まえながら、自主的な市町村合併を推進するため次の取組みや支援策を実施します。

1 気運の醸成

「市町村行政体制整備検討懇話会」等において、幅広く議論を重ねていただくとともに、講演会やシンポジウムの開催や支援、「奈良県市町村合併・広域行政ホームページ」(<http://www.pref.nara.jp/ctv/>)の拡充など継続的な情報提供を行います。



2 財政的な支援策の創設

市町村や公共的団体等が行う、市町村合併に関する調査研究事業、講演会及びシンポジウム等に要する経費に対して補助をします。
(補助率:1/2以内、上限:2,000千円/1事業主体・1年)

任意の合併協議会を設置した市町村に対し、設置された年度から2か年を限度に、当該協議会の活動に要する経費に対して助成します。(上限:5,000千円/1協議会、期間:2か年以内)

3 人的な支援策の充実

市町村合併相談コーナーの設置

市町村や公共的団体等さらには住民の方々からの市町村合併に関するご相談やご意見・質疑等にお答えする窓口として、平成13年1月から県市町村課内に「市町村合併相談コーナー」を開設しました。



場所:県総務部市町村課内(本庁舎4階) 電話:0742-26-4080(直通)
電子メールアドレス:ctv@pref.nara.jp

アドバイザー等の派遣

市町村や公共的団体等が行う、市町村合併に関する講演会及びシンポジウム等に、アドバイザーや講師を派遣します。



4 知事を本部長とする全庁的な支援体制の整備

自主的な市町村合併についての議論や検討といった活動を支援していくため、平成13年5月16日に、知事を本部長とする「奈良県市町村合併支援本部」を設置し、全庁的に、市町村合併に関する気運の醸成を図っていくための方策を企画し、実施するほか、具体的な合併の事例がでてきた場合は、現在県の行っている施策の調整なども行っていく予定です。

5 「合併重点支援地域」の指定とその支援

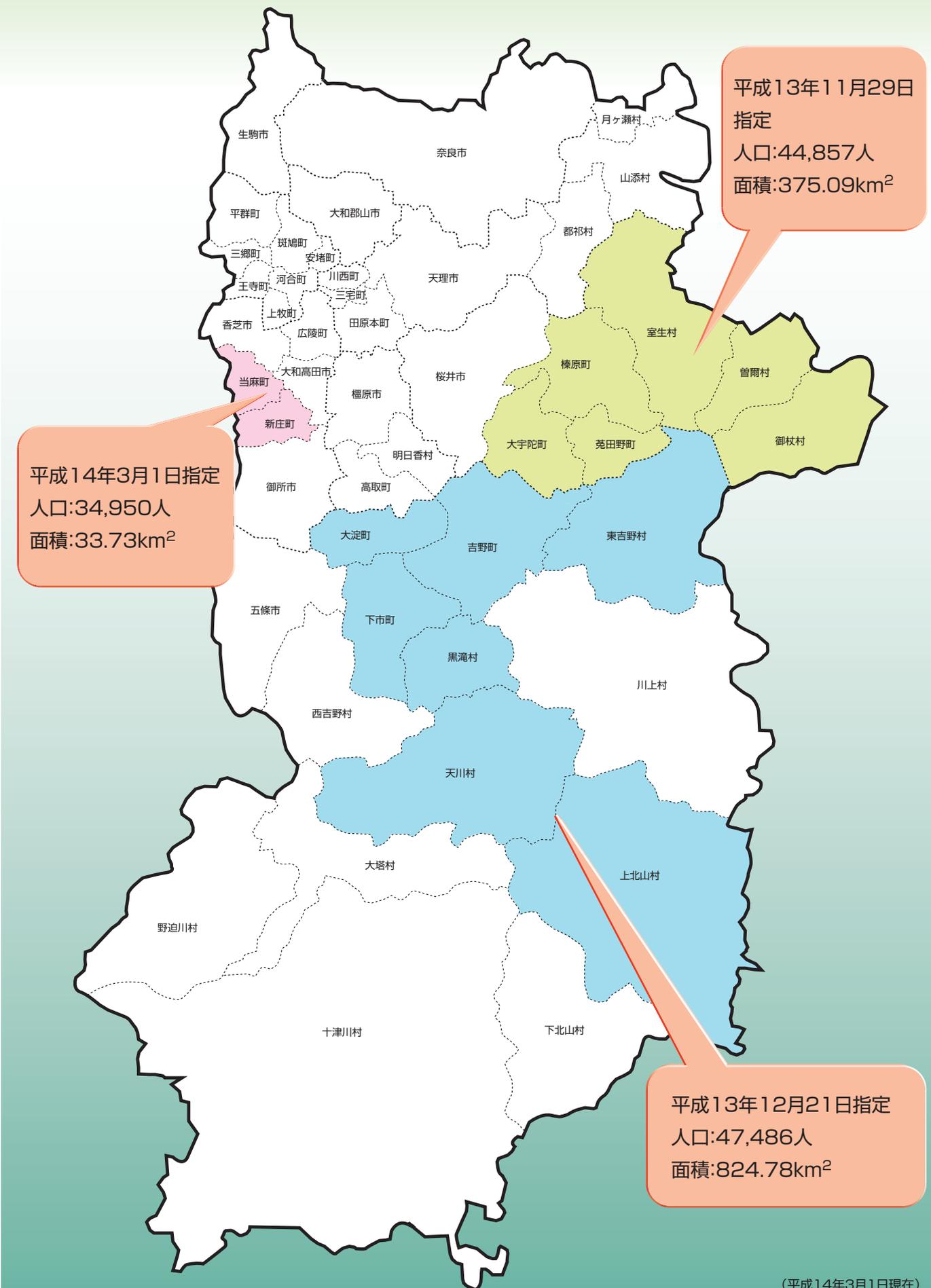
県では、市町村合併の気運の盛り上がっている地域や指定の要請のあった地域について、関係市町村長の意見を聴いて「合併重点支援地域」に指定し、指定した地域の住民の市町村合併についての一層の気運の醸成に努めるとともに、地域の将来像について議論を重ねていただくため、国と一体となって重点的に支援することにしています。

なお、「合併重点支援地域」の指定については、今後も指定に向けての関係市町村の取組みや意見を踏まえ、新たな地域の指定や指定地域の拡大に取り組むこととしています。

これまでの県の取組み等の状況

<p><平成10年度> ～ <平成11年度></p>	市町村行政体制整備調査研究事業
<p><平成12年度> 6月 2日 8月23日 9月 9日 10月 5日 11月16日 12月27日 1月 4日 2月19日</p>	<p>市町村行政体制整備検討懇話会を設置 平成12年度第1回懇話会を開催(奈良県新公会堂) 同 第2回懇話会を開催(奈良県新公会堂) 「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2000in奈良」を開催(斑鳩町中央公民館) 平成12年度第3回懇話会を開催(奈良県新公会堂) 同 第4回懇話会を開催(奈良県新公会堂) 「奈良県における市町村の行政体制整備について(奈良県市町村合併推進要綱)」の策定・公表 市町村合併相談コーナーを県庁4階の市町村課内に設置 平成12年度第5回懇話会を開催(奈良ホテル)</p>
<p><平成13年度> 4月25日 5月 16日 6月20日 8月23日 9月20日 10月14日 19日 11月19日 29日 12月21日 3月 1日 22日</p>	<p>平成13年度第1回懇話会を開催(奈良県新公会堂) 市町村合併啓発パンフレットの作成 「みんなの将来のために市町村のあり方を考えてみよう」 知事を本部長とする「奈良県市町村合併支援本部」を設置 平成13年度第2回懇話会【地域懇話会】を開催(奈良県新公会堂) 同 第3回懇話会【地域懇話会】を開催(橿原ロイヤルホテル) 市町村合併支援プラン等説明会を開催(奈良県市町村会館) 「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001in奈良」を開催(奈良県社会福祉総合センター) 平成13年度第4回懇話会【地域懇話会】を開催(桜井市立図書館) 宇陀郡において「宇陀地区町村合併問題協議会」が設立 宇陀郡3町3村を「合併重点支援地域」に指定 吉野郡3町4村を「合併重点支援地域」に指定 北葛城郡新庄町、当麻町の2町を「合併重点支援地域」に指定 平成13年度第5回懇話会を開催(奈良県新公会堂)</p>

「合併重点支援地域」の指定の状況



(平成14年3月1日現在)

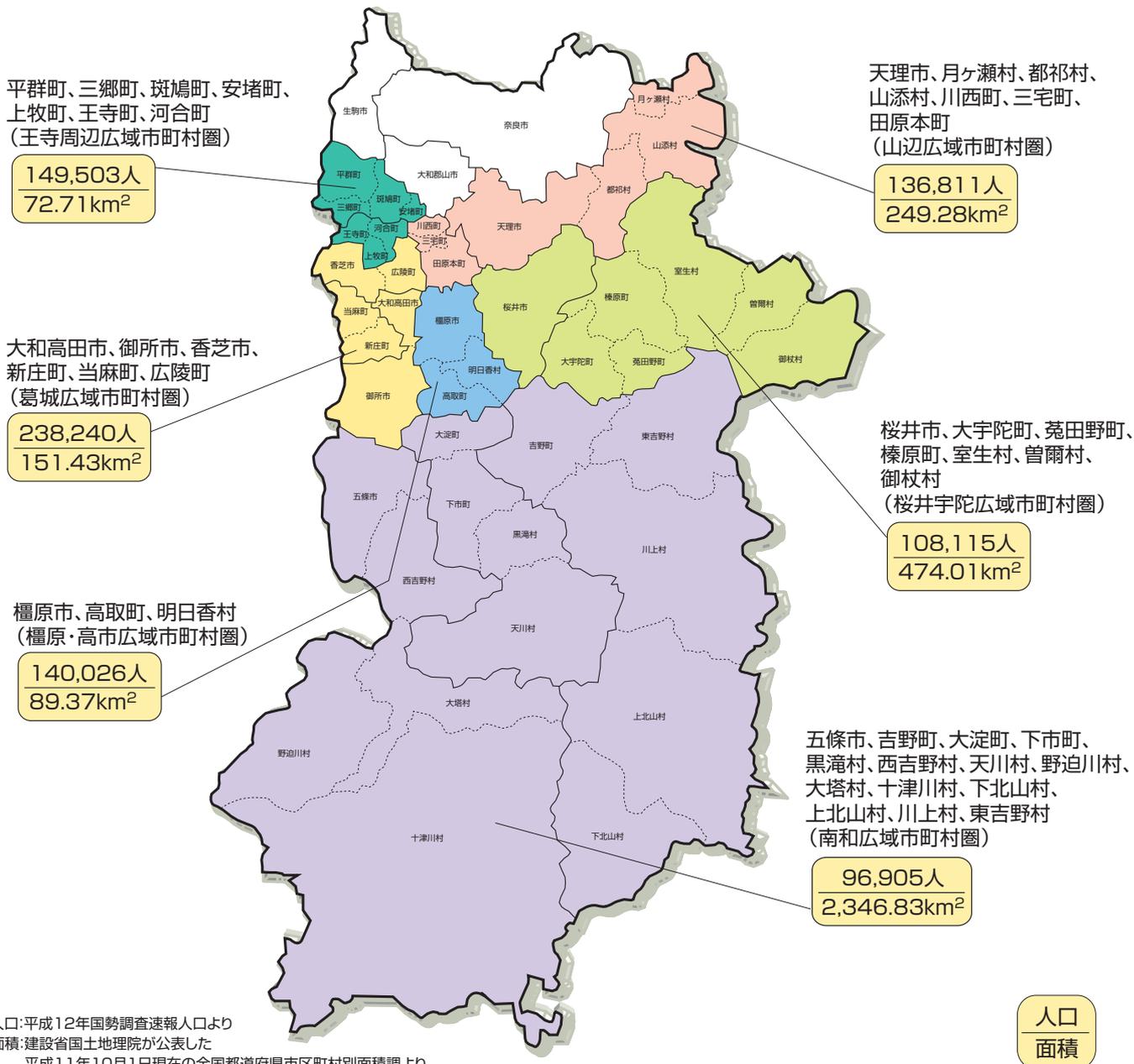
8

自主的な市町村合併に向けての検討資料

1 市町村の組合せの基本的なパターン

県では、市町村の行政体制整備、特に市町村合併について、広く議論がなされるための一つのきっかけを提供するため、「奈良県における市町村の行政体制整備について（奈良県市町村合併推進要綱）」を策定し、平成12年12月に公表しました。

この中では、自主的な市町村合併の議論を進めるにあたっての一つの参考としていただくため、市町村の結びつき等を総合的に勘案して、市町村の組合せの基本的なパターン（下図参照）と、各パターンごとのより小さな組合せを例示したところです。



注) 人口:平成12年国勢調査速報人口より
面積:建設省国土地理院が公表した
平成11年10月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調より

人口
面積

ご意見・ご感想を
お待ちしております

ホームページに**合併に関する情報**を掲載しています。

<http://www.pref.nara.jp/ctv/>

お問い合わせは、**奈良県市町村合併相談コーナー**まで

直通電話0742-26-4080

なお、**各市町村**でも**市町村合併に関する取組み**を進めています。



平成14年3月発行

奈良県市町村合併支援本部事務局（総務部市町村課内）

〒630-8051 奈良市登大路町30番地 TEL0742-22-1101 内線2265・2266

この用紙は再生紙を使用しています。